

平成28年度

第1回秋田県いじめ問題対策審議会議事録

秋田県教育委員会

## 平成28年度第1回秋田県いじめ問題対策審議会議事録（要旨）

1 期 日 平成28年12月26日 月曜日

2 場 所 秋田県庁7階73会議室

3 開 会 午後3時00分

4 閉 会 午後4時45分

5 出席委員 高橋 重剛

松本 康宏

柴田 健

高橋 貢

6 教育庁（事務局）出席者

教育次長 鎌田 信

高校教育課長 佐藤有正

義務教育課副主幹 赤川 太

高校教育課主任指導主事 藤澤 修

高校教育課指導主事 勝又貞臣

生涯学習課社会教育主事 森川勝栄

総務課長 太田政和

特別支援教育課長 小林 司

高校教育課副主幹 佐藤彰久

義務教育課指導主事 高橋正史

特別支援教育課指導主事 佐藤圭吾

7 審議事項

(1) 会長の選任について

(2) 秋田県いじめ問題対策審議会運営規則について

(3) 「秋田県いじめ防止等のための基本方針」（素案）について

【司会（高校教育課佐藤副主幹）】

ただいまから、平成28年度第1回いじめ問題対策審議会を開催いたします。

はじめに、秋田県教育委員会を代表いたしまして、鎌田信教育次長が御挨拶申し上げます。

【鎌田教育次長】

本日は年末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、皆様方には、日頃からそれぞれのお立場で、本県教育の充実・発展に御尽力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。会に先立ちまして、県教育委員会から一言御挨拶を申し上げます。

去る10月14日に「秋田県いじめ防止対策推進条例」が公布、施行されました。この条例は、全ての子どもたちが安心して生活でき、心身ともに健やかに成長できる環境づくりのために、学校や家庭、地域が連携し、県民が一丸となっていじめ防止対策に取り組んでいくことを目的に作られたものであります。そして、この条例の第23条に、いじめ防止等のための対策を実務的に行う、秋田県いじめ問題対策審議会の設置が規定されており、この規定に基づき、本審議会を設置したところであります。本日お集まりの4名の皆様に11月1日付けで委員を委嘱し、御承諾をいただきました。委員の皆様には、お忙しいところ大変御難儀をおかけいたしますが、どうかよろしくお願いいたします。

さて、報道等を通して十分御存じのことと思いますが、いじめ防止対策推進法の成立から3年が経過してなお、全国ではいじめを苦に児童生徒が自ら死を選ぶ悲しい事件が後を絶ちません。近いところでも、青森県で起きた中学生のいじめ自殺事案は、その後の対応も含めて、大きな議論を呼びました。また、先月は新潟県でも、高校生のいじめ自殺事案が発生しました。さらにここ数日は、東日本大震災に起因する、避難児童生徒に対するいじめ問題が、大きな社会問題となっております。

いじめは、条例の第1条にもありますとおり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある問題です。本日は、会長を選任していただき、その後は本審議会の運営規則と、「秋田県いじめ防止等のための基本方針」改訂版（素案）についての話し合いが中心となりますが、皆様方のお知恵を拝借して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方向性を、確立することが出来ればと願っております。

結びになりますが、本日、御出席の先生方の御健勝と、本県の児童生徒の健全育成を祈念し、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

【司会】

次に、委員の皆様を御紹介いたします。（委員紹介）

【司会】

次に、教育庁関係者を御紹介いたします。（教育庁出席者紹介）

**【司会】**

それでは、本日の流れについて連絡いたします。

配付いたしました資料「秋田県いじめ問題対策審議会について」を御覧ください。

この資料は、条例の中から審議会に関する条例文を簡単にまとめたものです。また裏面は、条例の中から審議会に関する条例文を抜粋しておりますので御覧ください。

条例第26条には、「審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とあります。本日は、全員の委員の出席ですので、審議会が成立することを確認させていただきます。

続きまして、本日の日程ですが、資料の次第を御覧ください。この後、「会長の選任」、「秋田県いじめ問題対策審議会運営規則（案）」、「秋田県いじめ防止等のための基本方針の改訂」の3点について、御審議をお願いしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、条例第25条第2項にありますとおり、会長について互選いただきたいと思います。委員の皆様から御意見をいただければと思います。

（複数の委員から高橋重剛委員を推す声）

高橋重剛委員という声が上がりましたが、よろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【司会】**

それでは、高橋委員は会長席へ移動の上、議事進行をお願いします。

**【高橋会長】**

ただいま選任されました高橋です。よろしく願いいたします。

このたびこの審議会が発足し、日常かつ恒常的にいじめ防止等に取り組んでいくということで、大変意義深いものであると感じています。

ここにいらっしゃる委員の皆様は御存じだと思いますが、いじめが重大事態になってからでは対応が非常に厳しいものがあります。やはり、日常的な取組であったり、条例そのものであったり、そういったものが血の通ったものとして、教育現場に届かなければ意味がないと感じています。皆さんと連携して進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして、秋田県いじめ問題対策審議会運営規則について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局（高校教育課佐藤副主幹）】**

それでは、「秋田県いじめ問題対策審議会運営規則（案）」を御覧ください。

はじめに資料の訂正をお願いします。第一条の次が第三条になってますが、それを第二条に、以下同様に繰り上げてください。

事務局では、会議の公開等につきまして運営規則（案）を作成しました。この規則は、趣旨、会議の公開、議事録の公開、雑則の4つについて記載されております。この案につきまして、御

質問や御意見があればお願いいたします。

**【高橋会長】**

何か御質問はありませんか。

**【事務局】**

補足いたします。

審議会については条例に詳しく記載されていますが、条例の中に含まれず、改めてここで規定しなければならない内容について、この運営規則を定めております。

**【高橋会長】**

よろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【高橋会長】**

それでは、事務局案で承認されました。

では次に、「秋田県いじめ防止等のための基本方針」の改訂の審議に入ります。はじめに、事務局から資料について説明願います。

**【事務局（高校教育課長）】**

秋田県いじめ防止等のための基本方針（素案） 1～7頁

「基本方針策定の趣旨」「1 いじめ防止等のための対策の推進に関する基本的な方向」説明

**【高橋会長】**

今の部分に限って御意見をいただきたいと思います。

まず私から感想を申し上げたいと思います。前回の基本方針と違って、基本から書かれていて、非常にわかりやすいと思いました。いろいろ研究されて作成されたことが分かりました。

弁護士の立場から申し上げますと、学校に講話等のいろいろな機会でお邪魔した際、「いじめは決して許されない」ことの本当の意味というか、究極のところ人が死んだらどうなるか、被害者はもちろん戻ってこないし、加害者も人格的には死である、人を死に至らしめた責任は、損害賠償等も含め非常に大きいのだ、ということをお話します。話すと生徒は真剣な表情になります。

**【柴田委員】**

このような基本方針の策定となると、必ず出てくることですが、「決して許されない行為である」というとらえ方は非常に重要であると思います。その一方で、「いじめの認知件数が多い学校は、教職員の目が届いていることのあかしである」ということは、教員としてはダブルマインドなんですね。許されない行為が存在していて、目が行き届いているという2つのメッセージが出ています。実際の学校現場には、どのように聞こえているのかというところが気になります。

実際に対応する教員は、何らかのリスクを負わなければならない。いかに発見しやすくするかということについて、もっと検討する必要があるのではないかと思います。

あとは、学校の中で具体的にどのようなことをすればよいのか、その具体性を含めるとかなり変化してくるのではないかと思います。

もう一つ、いじめの定義は3頁にも書かれていますが、コミュニケーションのシステムの中で、そういった状況が起こらざるを得なくなってしまった、というパターンもあります。その場合の運用についても、考える必要があると思います。

【松本委員】

5頁の「いじめの早期発見」について、いじめを隠さないように、という意味でこう書かれていると思いますが、認知件数が多ければ、それはいいことなのかというと、いいことではないと思うので、そのあたりのニュアンスが伝わるようにする必要があります。

【高橋会長】

隠さないように、ということを書きたい文章ですね。

【高橋委員】

柴田委員のおっしゃることはもっともだと思います。私も違和感を感じました。「あかしである」と断言するのは、少し言い過ぎなのかなと思います。今、松本委員がおっしゃったように、隠蔽はだめである、ということではないかと思います。気にしてはいけませんよ、と言っても、学校の評価となるとやはり気になります。そして教師は基本的に生徒を信じたいし、「まさか、うちの生徒が」と思う気持ちも分かりますが、隠すのはだめですよ、といったあたりを表現できればいいと思います。

基本的な趣旨や方向性はよくまとめられていると思います。大事なのは8頁以降、実際に県は何をやるのか、市町村はどうするのか、具体的に学校はどうするのか、というところをどう反映していくかだと思います。

【高橋会長】

文部科学省のリーフレット「いじめの認知について」が基になっていると思いますが、その文言をそのままもってきているところが違和感の原因なのかな、とも思います。今後も検討していただければと思います。

続きまして、8頁から11頁までの説明をお願いします。

【事務局（高校教育課長）】

秋田県いじめ防止等のための基本方針（素案）8～11頁

「2 県・県教育委員会が実施する施策」説明

【高橋会長】

御質問をお願いします。

**【松本委員】**

9頁の「ネットパトロール事業を強化する」というところについて、少しイメージが湧きにくいのですが。例えば、削除依頼があった場合に、書き込む自由もあるわけですから、そのあたりをどうするのか。学校の先生が教育委員会に連絡すると削除できる、ということなのでしょうか。

**【事務局（生涯学習課森川社会教育主事）】**

秋田県では平成25年度から、子どもたちのインターネット健全利用（インターネットセーフティ）について、民間と協働で取り組んでおります。今後のネットパトロール事業には、その民間がもつ「セーフライン」というシステムを導入し、一体的に取り組むことにしております。それにより、緊急時には直接、警察等への通報や、国内外のプロバイダーへの削除依頼等の支援まで対応することが可能になります。これによって、ネットいじめや、これまで削除依頼が難しかった内容にも、一歩踏み込んだ対応ができます。また、パトロールによって子どもたちのネット利用状況もより詳しく把握できるため、健全利用の啓発活動に生かしていくことができると考えており、現在検討を重ねているところです。

**【高橋会長】**

イメージが湧きませんが、この書きぶりだと「誰が、どの権限に基づいて」という点がぼやけていると思います。今のお話しですと、教育委員会が橋渡しをする、決して代理人になるわけではない、ということですよ。

**【事務局（生涯学習課森川社会教育主事）】**

あくまでも、通報・削除については支援業務です。ネットパトロールを含むインターネットセーフティ推進事業は、県が主体となっていかなければ進みませんので、これまで民間等と協働で行ってきた強みを生かして、ネットパトロール事業についても、一歩進めていければと考えております。ただ、「削除依頼」はできても、実際に削除できるかどうかはまた別の問題ですので、難しい問題であることは確かです。

**【高橋会長】**

8頁(3)にある「民間団体」とは、具体的にはどういうものが該当するのでしょうか。

**【事務局（高校教育課佐藤副主幹）】**

NPO関連の団体と連携できればと考えております。

**【高橋会長】**

感想ですが、弁護士会としても、「いじめ防止授業」とか、学校関係者や管理職を対象とした何かができるのではないかと考えています。

**【事務局（高校教育課長）】**

ここは、道徳教育や体験活動等を含め、いじめ防止対策を幅広く行っていくことを考えており、法教育なども考えております。

【柴田委員】

法律の名前そのものからも、「いじめ防止」が全てのものとして見えてくるのですが、重要なのは、実際にどのような形で学校の中で問題が生じて、それが解決されたのかということ、どのように扱っていくかであり、その観点がこの中にはないと思います。学校が行った努力を集積することによって、対応策が見えてくるのではないかと。「防止」だけでなく「解決」の集積も考えていただければと思います。

【事務局（高校教育課長）】

「いじめ防止等」の中に、防止と早期発見、対処が含まれております。10頁(6)にある「調査研究の推進等」で得られたものを、県として蓄積できればと考えております。

【柴田委員】

県の基本方針として打ち出されたときに、実際にいじめられている当事者が何らかの形でこれを目にすることになります。そうした場合に、対策と防止という言葉が使われているか、解決という言葉が使われているかで、その人たちの見方が変わってきます。解決という言葉を見たときに「解決法があるんだ」と感じ、自信や希望をもてるかもしれない。実際に、解決事例を集めて検索できるようにしている大学があります。これを見て、自分でどうすればよいのかを考えることができる。解決の一言でかなり救われる当事者がいるのではないかと思います。行政上やむを得ないのかもしれませんが、対策と防止という言葉で括ってしまうところに若干の残念さを感じます。

【高橋委員】

8頁(4)教職員の資質向上についてですが、早期発見や早期解決、キャッチするのは教師であって欲しいし、できると思いますが、生徒の心を汲み取るような、コーチングの手法をあまりマスターしていないのかな、と感じます。教員一人一人が力量をアップするような講座等を必ず受けさせることがあっていいのではないかと思います。

【高橋会長】

続きまして、12頁から17頁までの説明をお願いします。

【事務局（高校教育課長）】

秋田県いじめ防止等のための基本方針（素案）12～17頁

「3 学校が実施すべき施策等」「4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」  
説明

【高橋会長】

感想ですが、分量はあるが重複も多いと感じました。

内容では、学校の基本方針や組織を作っても、個々の教員の理解がなければ血の通ったものにはならない、そのことをどこかに入れてもらえればと思います。



15頁③（いじめに対する措置）ですが、初めに察知するのは担任だったり顧問だったり、そこから段階的につなげていかなければならないわけですね。そういうところを分かりやすく書いていただければと思います。

**【事務局（高校教育課長）】**

御指摘のとおり、個々の教員の理解が大前提であります。

**【高橋会長】**

15頁②（いじめの早期発見）について、兆候はいろいろな形があるので、それを書けば分かりやすいと思います。

**【高橋委員】**

今の子どもたちは結構ストレートに書くので、アンケートは効果的だと思います。それをしっかり汲み取ってどう対応するかが大事だと思います。面談に関して言うと、学習上の悩み等がある関係で、学級担任だけでなく、教科担任に心を開くケースがあったりします。生徒に希望をとって先生と面談を実施している学校もあります。

特に高校は校長の権限が大きいですね。いじめの問題は最初の段階で校長が全責任をもって、強い自覚で、きちっと判断していかなければ解決していかない。学年部とか担任だけで解決するのは少ない。

**【柴田委員】**

いじめ防止等の組織には児童生徒が入っていないですね。何らかの形でコラボレーションした組織を作ることで、子どもたちに当事者意識をもたせることが出来るのではないのでしょうか。

「いじめを行ってはならない」そのことを児童生徒自身がどう考えていくのが大事ではないかと思います。

**【松本委員】**

条例が出来て啓発活動が進むと、学校は取り組みますよね。じゃあどのあたりで教育委員会に相談するのか、という点がピンと来ませんでした。

**【事務局（高校教育課佐藤副主幹）】**

高校に関しては、「いじめではないか」と生徒、保護者から訴えがあった段階で課に報告することを各校に通知しています。比較的早い段階でキャッチできる体制は整えてあります。

**【高橋委員】**

校長対象の事例研究は徹底してやった方がいいと思います。最初に校長がどう対応して良かったのか悪かったのか、徹底した危機管理研修が必要だと思います。

**【高橋会長】**

ぜひそれには弁護士会にも声をかけていただきたいです。やはり深刻化してからでは解決が難

しいので、初期の段階でどう動くかが大事だと思います。

**【高橋委員】**

いじめに限らず、校内でいかに話しやすいかが大事だと思います。教職員の多忙化解消と並行してやっていかないとはいけません。

**【高橋会長】**

全体を通して何かありませんか。

では、本日の審議を終了します。ありがとうございました。

**【司会】**

本日は、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。今後の審議会の開催時期等につきましては、高橋会長に御相談の上、事務局から委員の皆様にご連絡させていただきます。

これもちまして、平成28年度第1回いじめ問題対策審議会を閉会いたします。ありがとうございました。